

生活保護基準見直しに伴い他制度に生じる影響への港区の対応方針

1 基本的考え方

区が実施している負担軽減制度について、それぞれの趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り今回の生活保護基準の見直しによる影響が及ばないよう対応します。

2 対 象

令和元年9月30日現在、生活保護を受給又は負担軽減制度の支援を受けている者を対象とします。

3 円滑かつ適正な実施に向けた対応

生活保護基準の見直しに伴い、保護を受けられなくなった世帯について、福祉事務所はこの対応方針に基づく取組みが円滑かつ適正に実施されるよう、生活保護受給世帯であったことを示す書類を必要な場合に発行します。

4 期 間

生活保護基準が平成30年10月から3年間をかけて段階的に見直されます。この対応方針による対応は、次の見直しが令和2年10月に予定されていることから、令和2年9月30日までとします。令和2年10月1日以降の対応については、国の動向を見極め、別に決定することとします。

5 その他

負担軽減制度を実施している各課は、この対応方針に従い、当該制度の根拠としている要綱等について、改正等の所要の措置を行い、万全かつ適切に対応するものとしてします。

「生活保護基準見直しに伴う各事業等への影響に関する調査」

(1) 生活保護受給者（世帯）に対する区の負担軽減制度

No.	対象事業名等	所管課名	利用者負担の軽減等の内容	生活保護受給者（世帯）に対する補助、減免等の内容
1	港区事務手数料条例	各総合支所区民課	免除	戸籍関係諸証明手数料の免除
2	港区事務手数料条例	各総合支所区民課	免除	身分証明手数料の免除
3	港区事務手数料条例	各総合支所区民課	免除	印鑑証明手数料の免除
4	港区事務手数料条例	各総合支所区民課	免除	住民記録諸証明手数料の免除
5	港区事務手数料条例	各総合支所区民課	免除	その他証明手数料の免除
6	港区事務手数料条例	各総合支所区民課	免除	通知カードの再交付手数料の免除
7	港区事務手数料条例	各総合支所区民課	免除	個人番号カードの再交付手数料の免除
8	各地区成年後見審判申立事業	各総合支所区民課	免除	成年後見審判申立に係る費用の免除
9		各総合支所区民課	補助	後見人、保佐人及び補助人に対する報酬助成（施設入所者は月額18,000円、その他の者は月額28,000円を上限）
10	自転車等駐車場管理運営	各総合支所まちづくり課	免除	区立自転車等駐車場の利用料金の免除
11	港区事務手数料条例	税務課	免除	課税（非課税）証明書の発行手数料の免除
12	港区特別区税条例(特別区民税・都民税)	税務課	免除	港区特別区民税条例第35条及び港区特別区民税減免処理要綱の規定に基づき、賦課期日後、生活保護を受けることとなった者の特別区民税を免除する。
13	港区特別区税条例(軽自動車税)	税務課	免除	港区特別区民税条例第45条により、軽自動車税を減免することができる。軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに申請をしなければならない。
14	高齢者会食サービス事業	高齢者支援課	減額	利用料金1食400円以内を、1食200円以内に減額
15	高齢者家事援助サービス	高齢者支援課	免除	利用者負担額1時間当たり120円～200円（生保受給者以外の負担額）の免除
16	高齢者緊急一時介護人派遣	高齢者支援課	免除	利用者負担額1時間当たり120円～200円（生保受給者以外の負担額）の免除
17	通院支援サービス事業	高齢者支援課	免除	利用者負担額70～650円（生保受給者以外の負担額）の免除
18	サービス付き高齢者向け住宅家賃	高齢者支援課	減額	利用者負担分 69,800円
19	高齢者緊急通報システム	高齢者支援課	免除	利用者負担月額400円（生保受給者等以外の負担額）の免除
20	高齢者自立支援住宅改修給付	高齢者支援課	免除	利用者負担率の免除（本人が区民税非課税者・区民税課税世帯で利用者負担率3～10%）
21	コミュニティバス等福祉事業	高齢者支援課	補助	港区コミュニティバス乗車券の交付
22	高齢者昇降機設置費助成	高齢者支援課	減額	助成対象経費に対する本人負担割合の軽減（区民税課税世帯で20～60%）
23	高齢者日常生活用具給付事業	高齢者支援課	免除	日常生活用具給付の際の自己負担額の免除
24	認知症高齢者介護家族支援事業	高齢者支援課	免除	利用者負担分の宿泊料の免除
25	保険料所得段階	介護保険課	その他	所得段階別保険料において、生活保護受給者は本人の所得にかかわらず第1段階となる。また、保険料は介護扶助として支払われ、本人負担はない。
26	精神障害者グループホーム等運営費補助	障害者福祉課	補助	施設借上費が、住宅扶助を上回る場合、不足分を補助
27	障害保健福祉センター給食事業	障害者福祉課	免除	利用者給食費の免除
28	介護給付・訓練等給付	障害者福祉課	免除	サービス利用者負担額免除

No.	対象事業名等	所管課名	利用者負担の軽減等の内容	生活保護受給者（世帯）に対する補助、減免等の内容
29	移動支援事業	障害者福祉課	免除	サービス利用者負担額免除
30	障害児通所支援事業（めろん組）	障害者福祉課	免除	サービス利用者負担額免除
31	障害者（児）日常生活用具給付事業(住宅設備改善費含む)	障害者福祉課	免除	生活用品の購入負担額免除
32	事業者方式緊急通報システム	障害者福祉課	免除	サービス利用者負担額免除
33	中等度難聴児発達支援事業	障害者福祉課	免除	補聴器購入にかかる本人負担額の免除（10割補助）
34	難病（国指定難病）医療費助成	障害者福祉課	助成	指定難病を治癒するための医療費を助成。
35	心身障害者福祉手当	障害者福祉課	支給	難病医療助成受給者に手当（15,500/月）を支給
36	被保護世帯援護	生活福祉調整課	補助	被保護世帯に見舞金（夏季・冬季）、就労支援費、社会参加活動支援費、地域活動移行支援費、健康増進支援費、次世代支援費及び出産祝品を支給
37	被保護児童・生徒援護	生活福祉調整課	補助	被保護児童・生徒に学童服（11,400円、7月に支給）、運動衣（4,100円、5月に支給）の購入費用及び夏季健全育成費（3,300円、7月に支給）を支給
38	無料入浴券支給	生活福祉調整課	補助	自家風呂のない生活保護受給世帯に無料入浴券を支給
39	予防接種事業（高齢者肺炎球菌）	保健予防課	免除	接種費用（自己負担額）の免除（4,000円）
40	港区学童クラブおやつ代・お楽しみ会費助成	子ども家庭課	補助	児童一人、月額2,000円の助成
41	母子生活支援施設入所事業	子ども家庭課	免除	入所費用の免除
42	学童クラブ育成料	子ども家庭課	免除	学童クラブ育成料の免除
43	入院助産	子ども家庭課	免除	助産費用の免除
44	区立保育園一時保育料	保育課	免除	区立保育園一時保育料の免除
45	一時保育	保育課	補助	私立保育園一時保育利用料の補助
46	こども園における一時保育料	保育課	免除	こども園一時保育料の免除
47	病児・病後児保育	保育課	免除	利用者負担月額2,000円の免除
48	訪問型病児・病後児保育利用料助成	保育課	補助	児童一人、年間最大10万円までの助成
49	区立・私立保育園保育料	保育課	免除	保育園保育料の免除
50	港区保育室保育料	保育課	免除	保育園保育料の免除
51	こども園4・5歳幼児教育及び預かり保育に要する費用	保育課	免除	本人負担額の免除
52	乳幼児ショートステイ事業	子ども家庭支援センター	免除	利用料の免除
53	みなと子育て応援ブラザPokkeショートステイ	子ども家庭支援センター	免除	ショートステイ利用料の免除（食事代500円は徴収）
54	みなと子育て応援ブラザPokkeトワイライトステイ	子ども家庭支援センター	免除	トワイライトステイ利用料の免除（食事代500円は徴収）
55	養育支援訪問事業	子ども家庭支援センター	免除	利用料の免除
56	派遣型一時保育事業	子ども家庭支援センター	補助	新生児保育・病後児保育に限り、利用料金を全額助成（ただし、1ヶ月10,000円が上限）
57	みなと保育サポート事業	子ども家庭支援センター	免除	利用料の免除
58	産前産後家事・育児支援事業	子ども家庭支援センター	免除	利用料の免除

No.	対象事業名等	所管課名	利用者負担の軽減等の内容	生活保護受給者（世帯）に対する補助、減免等の内容
59	区営住宅共益費	住宅課	免除	区営住宅の共益費
60	区営住宅敷金	住宅課	免除	区営住宅の敷金
61	みなとリサイクル清掃事務所運営	みなとリサイクル清掃事務所	現物支給	ごみ収納袋の交付
62	廃棄物処理手数料	みなとリサイクル清掃事務所	免除	粗大ごみ、多量ごみ及び臨時ごみ処理手数料の免除
63	動物死体処理	みなとリサイクル清掃事務所	免除	動物死体処理手数料の免除
64	港区280MHz帯防災ラジオ配布事業	防災課	免除	280MHz帯防災ラジオ自己負担金の免除
65	高齢者世帯等防災用品あっせん事業	防災課	免除	防災用品のあっせん購入にかかる本人負担額の免除（10割補助）
66	情報公開制度	情報政策課	免除及び減額	区政情報の写しの交付に要する費用の減額又は免除
67	私立幼稚園等園児保護者補助金	教育長室	補助	私立幼稚園保護者への補助金の支給 ※生活保護世帯は、下段の就園奨励との合算となる。
68	私立幼稚園就園奨励	教育長室	補助	私立幼稚園保育料の減額分を私立幼稚園に支給 ※生活保護世帯は、上段の保護者補助金との合算となる。
69	区立幼稚園保育料	学務課	免除	区立幼稚園保育料の免除
70	国際人育成事業	教育指導課	免除	小中学生海外派遣における自己負担金の免除
71	負担限度額認定	介護保険課	免除及び減額	介護保険施設（ショートステイ含む）に入所した際の食費及び居住費（滞在費）の利用者負担を軽減
72	社会福祉法人等による利用者負担額軽減	介護保険課	減額	制度を実施している社会福祉法人及び区市町村が提供するサービスを利用する際、個室の居住費の利用者負担を社会福祉法人が軽減
73	高額介護（介護予防）サービス費	介護保険課	その他	介護保険で1ヶ月に利用したサービスの自己負担額が一定額（生活保護受給者は、15,000円）を超えた場合、その差額分を支給
74	自立支援医療(更生医療)等給付	障害者福祉課	免除	サービス利用者負担額免除
75	就学援助	学務課	補助	国公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者に、就学に必要な経費の援助

No.71から75については、国の対応方針に準じる。

(2) 生活保護費を算定基礎とする利用者負担軽減制度（減免、補助等）

No.	対象事業名等	所管課名	利用者負担軽減の内容	生活保護費を用いた算定基準及び要件等
1	各地区成年後見審判申立事業	各総合支所区民課	成年後見審判申立に係る費用の免除	収入から当該審判申立費用を差し引いた額が生活保護基準の1.15倍以下である人
2	各地区成年後見審判申立事業	各総合支所区民課	後見人、保佐人及び補助人に対する報酬助成（施設入所者は月額18,000円、その他の者は月額28,000円を上限）	収入から後見人等に対する報酬を差し引いた額が生活保護基準の1.15倍以下である人
3	港区成年後見制度申立経費助成事業	保健福祉課	後見人、保佐人及び補助人に対する報酬助成（施設入所者は月額18,000円、その他の者は月額28,000円を上限）	生活保護法の規定に基づく保護を受けている人又は区市町村民税が非課税である人
4	港区成年後見制度申立経費助成事業	保健福祉課	成年後見審判申立に係る費用の免除	生活保護法の規定に基づく保護を受けている人又は区市町村民税が非課税である人
5	介護給付	障害者福祉課	生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担額の引き下げ	各種負担軽減策を講じても、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合
6	訓練等給付	障害者福祉課	生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担額の引き下げ	各種負担軽減策を講じても、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合
7	自立支援医療（更生医療）	障害者福祉課	生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担額の引き下げ	各種負担軽減策を講じても、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合
8	療養介護医療	障害者福祉課	生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担額の引き下げ	各種負担軽減策を講じても、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合
9	補装具費の支給（購入・修理・貸与）	障害者福祉課	生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額の引き下げ	各種負担軽減策を講じても、定率負担を負担することにより、生活保護の対象となる場合
10	障害児通所給付	障害者福祉課	生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担額の引き下げ	各種負担軽減策を講じても、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合
11	学習支援事業（中学生）	生活福祉調整課	学習支援事業の実施	生活保護世帯及び就学援助受給世帯の中学1、2年生を対象としている。
12	学習支援事業（高校生）	生活福祉調整課	学習支援事業の実施	生活保護世帯及び児童扶養手当受給世帯の高校生を対象としている。
13	朝鮮学校児童生徒保護者補助金	教育長室	朝鮮初級、中級学校児童・生徒の保護者の教育費の補助	就学援助と同等
14	就学援助	学務課	国公立小・中学校に在学する児童・生徒の保護者に就学に必要な経費の援助	世帯全員の所得合算額が、生活保護基準額の1.2倍（18歳未満の子どもが3人以上の場合は1.31倍）以下である場合
15	国際人育成事業	教育指導課	小中学生海外派遣における自己負担金の減額	就学援助受給者のうち、準要保護者である人
16	学びの未来応援施策	教育指導課 教育センター	学びの未来応援学習講座の実施	要保護、準要保護世帯の中学3年生として、就学援助受給者の人を対象としている。
17	介護保険料徴収猶予・減免	介護保険課	介護保険料の徴収猶予・減免	「港区介護保険料徴収猶予・減免事務取扱要綱」の中で、保険料の徴収猶予又は減免を行う際に算出する実収入平均月額と基準生活費について、実収入平均月額は生活保護基準額表の基礎控除額表から得た値に1.15を乗じた額を控除することとしており、基準生活費は、生活保護基準額表のうち該当するものの合算額に1.15を乗じた額に医療費（自己負担分）を加えた額としている。
18	介護保険給付制限	介護保険課	介護保険給付の制限	生活保護法による被保護者は給付制限を行わないこととしている。

No.	対象事業名等	所管課名	利用者負担軽減の内容	生活保護費を用いた算定基準及び要件等
19	後期高齢者医療保険料	国保年金課	後期高齢者医療に係る保険料の徴収猶予及び減免	保険料の徴収猶予及び減免の基準額表については、生活保護基準額表の数値に1.15倍を乗じて算出している。
20	後期高齢者医療一部負担金	国保年金課	後期高齢者医療に係る一部負担金の徴収猶予及び減免	一部負担金の徴収猶予及び減免の基準額表については、各生活保護基準額に相当する金額の合算額に1.1倍を乗じた額ととしている。
21	国民健康保険料	国保年金課	国民健康保険料の徴収猶予及び減免	保険料の徴収猶予及び減免の基準額表については、生活保護基準額表の数値に1.15倍を乗じて算出している。
22	国民健康保険一部負担金	国保年金課	国民健康保険に係る一部負担金の徴収猶予及び減免	一部負担金の徴収猶予及び減免の基準額表については、生活保護基準額表の数値に1.15倍を乗じて算出している。

No.19から22については、東京都後期高齢者医療広域連合及び23区が定める取扱いに準じる。